

## 深川地区消防組合会計の不正経理問題の経緯と今後の対応について

### 1 不正経理発覚の経緯等

- ① 平成 24 年 4 月 16 日に、毎月行われている監査委員による会計の検査（例月出納検査）で、監査委員から「検査調書の一つである平成 23 年度 3 月 31 日現在の歳入歳出状況調の消防負担金（組合構成 1 市 5 町；深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町から納入される負担金）に 3,310 万円の未収金がある。」との指摘を受けた。
- ② 監査委員の指摘を受け消防組合が調査したところ、平成 16 年度会計の 4 月分までさかのぼり、消防負担金総額 1 億 3,600 万 3 千円のうち、3,310 万円が平成 15 年度会計に不正に繰り入れられていた。
- ③ ②の不正経理により、平成 16 年度会計において 3,310 万円の収入不足が生じることになるが、平成 16 年度会計には平成 17 年度会計 4 月分の消防負担金から 3,310 万円を繰り入れる処理を行っており、こうした処理手続きが順次繰り返され平成 23 年度まで行われていた。
- ④ 平成 24 年度からは正しく会計処理を行っている。
- ⑤ 組合構成市町からの消防負担金に過不足はなく、適正に納入されていた。
- ⑥ 平成 16 年当時の組合経理担当職員に事情聴取したところ、平成 16 年度会計から平成 15 年度会計に繰り入れた処理は、当時の消防長（以下、「元消防長」と記載）の指示によるものと答えた。

### 2 深川地区消防組合の対応

- ① 深川地区消防組合の内部調査の実施  
「1」の経緯等を踏まえ、ただちに平成 13 年度以降保存されている支出伝票等の関係書類について、次のような突合作業を行った。
  - 1) 支出関係調書と支出伝票との突合  
各年度の日計票（正式名称；深川地区消防組合会計収支報告、金銭の入出金額を記録したもので消防組合の預金通帳の入出金額と一致するもの）とその日計票と同日の支出伝票合計額の突合
  - 2) 各年度の支出伝票の科目別合計額と各年度の決算報告書の科目別合計額の突合上記 1)、2)により、「1」の経緯等にある 3,310 万円の未収金処理以外に次のことが判明した。
  - ア 決算書の改ざん
  - イ その年度に購入した物品代金の次年度での支払い
  - ウ 次年度から前年度への多額の金銭戻し入れ
  - エ 多額の用途不明金

## ② 消防職員等への事情聴取

平成 24 年 5 月 15 日から 6 月 13 日の間で、消防職員 10 人（現職 7 人、退職者 3 人）と深川市職員 3 人（組合職員併任者・全員退職者）から事情聴取した。

事情聴取の中で、「1」の経緯等にある 3,310 万円のほかに、消防退職者 2 人からの説明で、平成 17 年度会計で深川消防団への特別交付金 2 百万円の支出があったことがわかった。

〔※ この特別交付金は、深川消防団に交付することになっていたが、深川消防団にすみやかに交付されておらず、元消防長が平成 18 年 1 月から 12 月まで所持しており、12 月になって深川消防団に渡された。〕

元消防長には 3 回にわたり事情聴取を行い、次の供述を得た。

「当時の担当者に、消防負担金を平成 16 年度会計から平成 15 年度会計に繰り入れるよう指示した」

「当時の担当者に、平成 17 年度以降も 4 月分の消防負担金から 3,310 万円を前年度会計に繰り入れるよう指示した」

「不正経理は、消防のために行った」

「詳細はすぐには思い出せない」

「私が部下職員に指示してやらせたので、部下には責任はない」

「不正経理の責任は自分にある」

## ③ 消防組合構成 5 町への報告

平成 24 年 6 月 8 日に、「深川地区消防組合会計に関する報告会」を開催し、5 町の理事者に消防負担金未収金処理及び不正経理の内容を報告した。

## ④ 深川地区消防組合議会への報告

1) 平成 24 年 6 月 12 日に開催された「深川地区消防組合議会全員協議会」で、消防負担金未収金処理及び不正経理の内容を報告した。

2) 平成 24 年 7 月 30 日に開催された「深川地区消防組合議会全員協議会」で、深川警察署との告訴協議状況と平成 23 年度会計決算について報告した。

## ⑤ 公認会計士への検証依頼

消防組合の調査資料に基づき、公認会計士に検証を依頼した。

（公認会計士の検証の結果については、「深川地区消防組合議会としての動き」の中で説明）

## ⑥ 深川警察署との協議

1) 深川警察署との最初の協議は平成 24 年 6 月 14 日（元消防長の 3 回目の事情聴取の翌日）に行い、3,310 万円（未収金扱い）と 2 百万円（特別交付金）について、元消防長を刑事告訴できないかを協議した。

2) 深川警察署から 7 月 27 日、旭川方面本部と旭川地方検察庁との協議を行った結果として、次の見解が示された。

ア 3,310 万円について消防組合から提出のあった資料を精査した結果、消防組合において長年不正な経理が行われていたことは判明するが、これらの資料から不正経理の背景に犯罪が存在していることの特定には至らない。

イ 2 百万円については、支出伝票、通帳、関係書類等を精査した結果、元消防長を詐欺罪で立件できる余地がある。

### ⑦ 刑事告訴

深川警察署の見解を受けて、消防組合では2百万円の特別交付金について、平成24年8月20日に元消防長を詐欺罪で告訴したが、12月11日に旭川地方検察庁から不起訴処分の判断が出された。

### ⑧ それ以降の深川地区消防組合の対応

刑事告訴後、消防組合としては深川地区消防組合議会が設置した不正経理等調査特別委員会の調査に全面的に協力しつつ、調査活動を見守ることとした。

## 3 深川地区消防組合議会の動き

① 平成24年6月12日開催の「深川地区消防組合議会全員協議会」で消防本部からの報告を受けて、平成24年7月30日招集の「平成24年第2回深川地区消防組合議会臨時会」で「不正経理等調査特別委員会」が設置された。

② 委員会は、平成24年7月30日から平成25年1月16日まで9回開催され、参考人に対して、「不正経理の有無」、「当時の消防組合の財政状況」、「今回の不正経理に対する責任」等について事情聴取を行った。(参考人出席者数：5人)

なお、委員会は、参考人の人権に配慮して「非公開」で開催され、その際に元消防長を除く4人は、不正経理については承知していないと答えた。

### ③ 公認会計士による検証

9月10日開催の第3回委員会で、公認会計士などの第三者の目を通した検証が必要であるとの観点から、公認会計士に依頼して消防組合の調査資料に基づく検証を行った。

検証結果；次のことが明らかにされた。

- ・ 決算書の改ざん
- ・ その年度に購入した物品代金の次年度での支払い
- ・ 次年度から前年度への多額の金銭戻し入れ
- ・ 多額の使途不明金

### ④ 元消防長からの聞き取り

1) 11月15日開催の第6回委員会での元消防長の発言ポイント

「不正経理は、消防のために行った」

「3,310万円は一度に経理操作を行った金額ではなく、長年の経理操作で処理しきれなかった金額である」

「詳細はすぐには思い出せないので、次回に説明させてもらいたい」

「上司からの指示はなく、自分の判断で行った」

「私が部下職員に指示してやらせたので、部下には責任はない」

「不正経理の責任は自分にある」

などと答えた。

2) 委員からは、消防本部で聞き取りをした以上の詳細な説明を求めたが、元消防長から時間をいただき次回までにどのような方法で何に使ったかを整理し説明したいとの申し出があり、元消防長に対する1回目の聞き取りは終了した。

- 3) 元消防長に参考人として2回目の出席を求めたが、元消防長からは親せきの事情で出席できないとの申し出があり、その後計6回にわたり日程調整を行ったが出席しなかった。
- 4) 消防議会議長、委員会正副委員長、消防長が12月28日に元消防長と消防庁舎で面談し、元消防長の日程に合わせた委員会開催を申し入れたが、元消防長から出席するとの明確な回答はなかった。
- 5) 平成25年1月16日に第9回の委員会を開催し、これ以上元消防長の出席は無理と判断し、計9回での論議を踏まえた不正経理等調査特別委員会の結論と管理者への提言を2月12日開催の「平成25年第1回深川地区消防組合議会臨時会」に報告した。

※ 不正経理等調査特別委員会調査報告書～別添配付

⑤ 不正経理等調査特別委員会としての結論

- 1) 消防本部で調査した資料と元消防長への聞き取りから、次のことが判明した。
  - ア 決算書の改ざん
  - イ その年度に購入した物品代金の次年度での支払い
  - ウ 次年度から前年度への多額の金銭戻し入れ
  - エ 多額の使途不明金
  - オ 構成4町の消防負担金の前年度会計への繰り入れ
- 2) 委員会は、
  - ア 自ら不正経理を行ったことを認め、その責任は自分にあると答えている元消防長から真実の説明を受けて、どのような手法で何に使用したのかなど不正経理の真相解明に努め、計6回にわたり2回目の参考人招致を試みたが、元消防長は出席せず、全容解明には至らなかった。
  - イ 元消防長の説明と消防本部の資料、さらに元消防長の退職後には消防負担金の前年度会計への繰り入れ以外には不適切な経理が行われていないことから、一連の不正経理を行った中心人物は元消防長のほかには考えられないと判断した。
  - ウ 不正経理で捻出した金額について、消防経費に充てただけではなく、多額の使途不明金があることから私的流用も否定できないと結論付けた。

なお、深川地区消防組合が刑事告訴した2百万円の特別交付金についても、平成18年に適正に対応していれば、より多くの真相が究明できたものと指摘した。

3) 管理者への提言

- ア 不正経理問題に関して、消防組合構成1市5町の住民への説明を行うこと。
- イ 民事訴訟を視野に入れて法的手段を講じて損害額全額の回収を行うこと。
- ウ 再発防止策として
  - a 消防本部職員と構成市町職員の人事交流を行うこと。
  - b 経理事務担当者は、定期的に人事異動を行うこと。
  - c 消防職員の公金に対する意識を高めるために研修等を行うこと。
  - d 会計課及び監査事務局での審査が十分に行えるように、体制の強化充実を図ること。
  - e 内部通報制度の有効性を検討し、必要が認められる場合は内部通報制度を導入すること。

#### 4 深川地区消防組合議会の提言を受けた深川地区消防組合としての今後の対応方針

- ① 2月16日から24日までの間で、構成1市5町の住民への説明会を開催する。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 2月16日(土) | 深川市一已公民館         |
| 2月18日(月) | 深川市納内コミュニティセンター  |
| 2月19日(火) | 深川市音江公民館         |
| 2月20日(水) | 秩父別町役場           |
| 2月21日(木) | 幌加内町役場 町民研修センター  |
| 2月22日(金) | 北竜町公民館           |
| 2月23日(土) | 妹背牛町民会館          |
| 2月23日(土) | 沼田町生涯学習センター      |
| 2月24日(日) | 深川市多度志コミュニティセンター |
| 2月24日(日) | 深川市経済センター        |
- ② 民事訴訟を視野に入れ、速やかに法的手段を講じる。
- ③ 内部改善事項  
以下の項目を検討し、実行可能なものは速やかに実行する。
  - 1) 適正な人事異動の確保と構成市町との人事交流
  - 2) 職場内コミュニケーションの充実、内部通報制度の検討
  - 3) 公金に対する職員の意識改革の徹底
  - 4) 会計システム(電算化)導入の検討
  - 5) 会計事務及び監査体制の強化
  - 6) その他
- ④ 関係職員の処分